令和５年第４回小野町農業委員会定例会次第

議　事　日　程

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年１０月１８日（水）午後２時００分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小野町役場分庁舎　講堂

日程第１　議事録署名人の指名について

日程第２　議案第７号　農地法第５条の規定による許可申請について

────────────────────────────────────────────

出席委員（１８名）

　　　１番　矢　吹　高　德　　　　　　　　　　２番　吉　田　　　誠

　　　３番　今　泉　隆　男　　　　　　　　　　４番　横　田　清　一

　　　５番　國府田　　　孝　　　　　　　　　　６番　羽　生　洋　市

　　　７番　佐　藤　秀　洋　　　　　　　　　　８番　先　﨑　善　次

　　　９番　宗　像　　　智　　　　　　　　　１０番　渡　邊　佳　子

　　１２番　渡　邊　靜　生　　　　　　　　　１３番　宗　像　　　正

　　１４番　宗　像　　　衛　　　　　　　　　１５番　大　竹　正　元

　　１６番　先　崎　照　雄　　　　　　　　　１７番　佐　藤　健　藏

　　１８番　郡　司　正　春　　　　　　　　　１９番　石　井　一　三

欠席委員（１名）

　　１１番　小　野　　　勲

────────────────────────────────────────────

事務局職員出席者

　　事　務　局　長　　鈴　木　　　稔

　　事務局次長　　照　山　　　真

　　主　　　　　事　　遠　藤　優　香

|  |  |
| --- | --- |
| 議長 | （宗像　智）　では、ただいまから令和５年度小野町農業委員会第４回定例会を開会いたします。 |
|  | 開会　　午後　２時００分 |
| 会長 | （宗像　智）　本日は、気持ちの、大変天気がいい本当に秋にめったにないようないい日にお集まりで、ありがとうございました。もったいないような日なんですが、本日の会議に提出されたまず議案がございますので、慎重審議のほど、お願いしたいと思います。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　では、ただいまの出席委員は１０名であります。会議規則第１１条の定足数に達しており、会議は成立しました。　また、本日の本会議に、８名の方の農地利用最適化推進委員が出席していますことをご報告申し上げます。　それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、さきに配付のとおりでございます。　なお、本日開催されました第３回役員会において協議した結果、会期は本日限りとし、採決の方法につきましては、会議規則第２２条の規定により、議案第７号については、簡易採決にすることを決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。「異議なし」の声多数 |
| 議長 | （宗像　智）　異議なしと認めます。 |
| 議長 | （宗像　智）　続きまして、議事録署名人の指名を行いたいと思います。本定例会の議事録署名人は、会議規則第２５条の規定により議長において、１０番、渡邊佳子委員、１番、矢吹高德委員を指名したいと思います。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　それでは、議案第７号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。 |
|  |  |
| 事務局長 | （鈴木　稔）　議長。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　事務局長。 |
|  |  |
| 事務局長 | （鈴木　稔）　事務局長。それでは、お手元の議案書１ページをお開きをいただきたいと思います。　議案第７号　農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。　受付１番、権利の種類及び設定移転の別でありますが、所有権移転でございます。土地の所在ですが、大字皮籠石字堰場２３番５、地目につきましては、現況、公簿とも畑でございます。面積が３４１㎡、１筆になります。譲渡人、大字皮籠石字堰場１０番地、中野榮子、譲受人、大字皮籠石字堰場１０番地、中野裕太。形態でありますが、転用となっておりまして、用途は一般住宅敷地、施設については一般住宅ということでございます。申請事由でありますが、議案書に記載のとおりでございます。　令和５年１０月１８日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。　以上であります。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　ありがとうございます。　続きまして、関係委員の説明を求めたいと思います。 |
|  |  |
| ８番 | （先﨑善次）　議長、８番。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　８番、先﨑善次委員。 |
|  |  |
| ８番 | （先﨑善次）　受付１番、譲渡人、中野榮子、譲受人、中野裕太、申請地が、大字皮籠石字堰場２３番の５、畑１筆、面積３４１㎡。現地確認日、１０月１０日、９時半からになります。立会人、代理人の行政書士、コバヤシヒロマサさん、農業委員会からは、私、先﨑善次、利用最適化推進委員、郡司正春、事務局から照山事務局次長、あと、遠藤主事。　場所は、田母神線の皮籠石のクサノ商店のところの丁字路を右に鶴庭工業団地のほうに向かって３００ｍぐらい行った道に面した畑です。　申請理由は、譲渡人は二世帯で同居しており、手狭なことから日常生活に支障を生じている。また、将来子どもが増えることを考え、今回の申請に至りました。　明細につきましては、郡司正春農地利用最適化推進委員より説明申し上げます。　以上。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　１８番、郡司正春委員。 |
|  |  |
| １８番 | （郡司正春）　１８番。引き続き、私のほうから受付１番について説明いたします。　権利の種類及び権利の設定、移転の別は、所有権の移転です。　土砂の流出等の災害を防止するための措置については、申請地の周辺に出入口を除き積みブロックを施し、土砂の流出等を防ぎます。　農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、取水は新設する井戸から行います。汚水・雑排水は合併浄化槽により浄化し、雨水は申請地南側の町道側溝に排水いたします。　周辺農地に関わる営農条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地の北側、西側、東側は道路であり、南側に畑がありますが、日照に支障を及ぼさないようパネルを設置します。なお、農地の分断、蚕食等は生じません。　農地区分については、申請地は、周辺の農地が連担しており、農地の広がりが１０ｈａ以上あるため、第１種農地と判断されますが、転用が認められる例外の集落接続事業に該当するため、支障がないと考えられます。　また、本申請地は面積３０ａ以下であり、集落接続事業に該当するため、町許可となります。　以上です。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　ただいまの説明のとおりであります。受付１番に対する質疑及び意見を求めます。　質疑及び意見ございませんか。 |
|  |  |
|  | 「なし」の声あり |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付１番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。 |
|  |  |
|  | 「異議なし」の声多数 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　異議なし多数と認めます。したがって、本案は許可することに決しました。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　以上で、本定例会に付された案件は全て終了いたしました。　これをもって、令和５年小野町農業委員会第４回定例会を閉会いたします。 |
|  | 閉会　　午後　２時　　分 |